

「最上中央公園」指定管理者公募に関する質問の回答

質問 1

○募集要項の該当項目等

【募集要項】 5 経費に関する事項

(1) 上限額①

○質問内容

期間中の指定管理料の上限額はどのように算定されているのでしょうか。基準・考え方を示してほしい。

回答 1

上限額については、前回募集時の積算額や指定管理期間中の収支報告額等（人件費、需用費、役務費、委託料等）に対して物価上昇率を考慮し、算定しております。

質問 2

○募集要項の該当項目等

【募集要項】 5 経費に関する事項

(1) 上限額①②

○質問内容

毎年、人件費や管理費（委託費等）が上がっている中で、指定期間全体額の包括協定では無理な状況にあるのではないかと。指定管理料については、毎年年度協定で取り交わすことができないのか。

回答 2

毎年の指定管理料については、回答 1 と同様、前回募集時の積算額や指定期間中の収支報告額等（人件費、需用費、役務費、委託料等）に対して物価上昇率を考慮し、算定しております。

なお、指定管理期間において、施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合は、管理運営業務仕様書Ⅰ－7 リスク負担に基づき、県と指定管理者が協議できる適切な方法がありますので、必要に応じてご相談ください。

質問 3

○募集要項の該当項目等

【募集要項】 5 経費に関する事項

(3) 県が支払う指定管理料に含まれるもの①

○質問内容

人件費について、何人で算定されているのでしょうか。また、一人当たりの基準額はいくらでしょうか。賞与の月数はいくらで算定しているのでしょうか。

新庄市の指定管理料においては、令和8年度基準額で、月額220,500円、賞与は2.45月と示されているが、県の基準額はいくらで算定しているのでしょうか。

回答3

人件費については、回答1と同様、前回募集時の積算額や指定管理期間中の収支報告額等（人件費、需用費、役務費、委託料等）に対して物価上昇率を考慮し、算定しているため一人当たりの基準額や賞与月数での算定は行っておりません。